

## 輸出統計品目表の改正による細分の新設について

通常、貨物を輸出しようとするときは、税関への申告に当たり輸出申告書に 9 桁の統計品目番号を記載することとなっている。その 6 桁目までは H S コードと呼ばれ、H S 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約：International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）に基づいて国際的に統一されており、7 桁目から 9 桁目までは国内的に細分しているものである。

従来、「プラスチックのくず」、すなわち廃プラスチックについては、国際的に統一された、「エチレンの重合体のもの」( P E )、「スチレンの重合体のもの」( P S )、「塩化ビニルの重合体のもの」( P V C ) 及び「その他のプラスチックのもの」の 4 種類に分類されており、ポリエチレンテレフタレート ( P E T ) のくずは、「その他のプラスチックのもの」に包括されていたため、P E T のくずとしての輸出量が把握できなかったが、今般、以下のとおり輸出統計品目表が改正され、P E T のくずについての細分が新たに設けられることとなり、輸出量の把握が可能になった。なお、新しい輸出統計品目表は平成 1 8 年 1 月 1 日以後統計に計上される貨物について適用される。

## 輸出統計品目表（抜粋）（平成 1 8 年 1 月 1 日から適用）

統計品目番号		品 名	単位
39.15		プラスチックのくず	
3915.10	000	エチレンの重合体のもの	K G
3915.20	000	スチレンの重合体のもの	K G
3915.30	000	塩化ビニルの重合体のもの	K G
3915.90		その他のプラスチックのもの	
	<u>100</u>	<u>ポリ（エチレンテレフタレート）のもの</u>	<u>K G</u>
	900	その他のもの	K G

- ・太枠で囲んだ部分が平成 1 7 年 1 2 月 9 日財務省告示第 4 5 3 号による改正箇所。
- ・平成 1 6 年度の輸出実績は、プラスチックくず 849 千トンのうち、その他のプラスチックのものは 444 千トンである。